

株 主 各 位

第85期 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備
についての決議の内容の概要」…………… 1 頁
2. 連結計算書類の「連結注記表」…………… 5 頁
3. 計算書類の「個別注記表」…………… 19頁

法令ならびに当社定款の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.yamamura.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。なお、上記の事項は監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、事業報告、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

日本山村硝子株式会社

1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会決議した事項は、次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会において定める経営の基本方針および業務執行方針の大綱ならびに職務分掌に基づき、業務執行を行う。

「取締役会規則」に取締役が取締役に報告すべき事項を定めるほか、「企業活動に関する基本指針・行動基準」に取締役のコンプライアンス順守のためにとるべき行動規範を定める。内部統制担当役員は、「企業活動に関する基本指針・行動基準」の周知徹底及び順守を担当する。

監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類・資料の閲覧、各部門・事業所や子会社の調査を実施し、取締役の職務執行を監査する。

社内通報制度である目安箱制度を設け、取締役の法令または定款に違反する行為を発見した者は「目安箱に関する規程」に基づき通報することができるとともに、通報した者はそのことにより不利益を被ることがないことを保証されている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・社内規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を安全かつ検索可能性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存、管理する。また、取締役、監査役および内部監査部門が、随時閲覧できる体制をとっている。なお、記録、保存、管理する主な情報は、以下の通りとする。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・経営会議議事録
- ・稟議書
- ・会計帳簿、計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的、組織横断的なリスクの監視および対応は、コーポレート本部管掌役員が行い、各部門の業務執行に係るリスクについては、担当部門長が行う。また、経営に対し重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、経営会議で定める管理責任者が、当該リスク管理の進捗状況を適宜経営会議に報告するほか、必要と認められる場合は取締役会に報告する。

C S R推進室は、各部門と連携し、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社グループ経営にかかわる重要事項は、取締役会（原則、月1回開催）または社長によって任命された取締役および執行役員等により構成される経営会議（原則、月2回開催）において執行の意思決定を行う。

取締役会の決議を要する重要事項は「取締役会規則」に具体的に定める。また、「稟議規程」に、各部門の権限の範囲を明確に定め、適正な組織運営を図る。

各取締役は、取締役会および経営会議において、定期的に担当部門の業務執行状況を報告する。また、各担当部門の責任者は中期経営計画で定める経営目標の実現のため、毎年担当部門の経営計画を作成し、役付取締役は、四半期報告会において、各担当部門の責任者よりその執行状況の報告を受ける。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社長は、原則、毎年1回開催する管理者大会において、コンプライアンスに関する基本方針を発表する。

コンプライアンス体制の基礎として「企業活動に関する基本指針・行動基準」を定める。内部統制担当役員は、グループ全社の業務執行が法令および定款に適合していることを監視し、必要な場合には諸施策を策定し、実施する。

反社会的勢力または団体に対しては、「企業活動に関する基本指針」に基づき、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

社内通報制度である目安箱制度を設け、法令および定款に違反する行為を発見した者は「目安箱に関する規程」に基づき通報することができる。通報した者は、そのことにより不利益を被ることがないことを保証されている。

グループ全社の業務執行が法令および定款に適合していることを保証するため、執行部門から独立した組織であるCSR推進室監査グループによる内部監査を定期的実施する。

監査役は当社の法令順守体制および社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるなど、必要な措置を適時に講じる。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「企業活動に関する基本指針・行動基準」は、企業集団で共有する。

コーポレート本部管掌役員は、「重要事実についてのグループ会社の報告義務」に基づき、グループ全体の業務の適正に対して重要な影響を与える事象について報告を受け、併せて取締役会に報告する。

グループ社長会を定期的（四半期毎）に開催し、当社グループの重要な経営方針について認識の共有を図る。

監査役は、その職務分担に従い、グループ社長会に出席するほか、分担して子会社に対する会計監査人監査に立会う。また、監査役および子会社監査役は定期的（原則、半期毎）に監査役連絡会議を開催し、情報交換を行う。

7. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制

当社および当社グループの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会より要望があった場合、取締役会の決議により、監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。

当該使用人は、原則として専任とし、監査役の指揮命令下において業務を執行する。また当該使用人の人選については監査役の意見を尊重して行う。

9. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人の人事考課および人事異動については監査役会の同意を得て行う。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会に出席し取締役の業務執行状況についての報告を聴取する。また、その職務分担に従い、経営会議、カンパニー執行役員会等重要な会議に出席し、取締役および使用人の業務執行状況を把握するとともに、適宜、取締役および使用人との情報交換、意見交換を行う。

社長は、監査役会と定期的（原則、半期毎）に懇談会を開催し、情報交換ならびに意見交換を行う。

「目安箱に関する規程」に社内通報制度を定め、目安箱管理者は定期的（原則、四半期毎）に監査役の出席する取締役会にその運用状況を報告し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

11. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が業務執行に係る重要な会議に出席するほか、定期的に主要事業所を巡回し、各組織階層での業務執行の監査の実効性を確保できるよう、取締役は部門長及び担当者に監査の重要性を認識させる。

監査役は、CSR推進室監査グループと連絡会議を定期的（原則、半期毎）に開催するほか、連携して業務監査を行う。また、会計監査人と随時、意見交換を行い、連携して会計監査および業務監査を行う。

2. 連結計算書類の「連結注記表」

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

山村倉庫㈱、星硝㈱、山村フォトニクス㈱、㈱山村製塲所、
秦皇島方圓包装玻璃有限公司、展誠（蘇州）塑料製品有限公司、
山村ウタマ・インドプラス、山村香港有限公司

当連結会計年度より、非連結子会社であった山村ウタマ・インドプラスは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、山村香港有限公司は100%株式取得による新規設立を行ったため、秦皇島方圓包装玻璃有限公司は山村香港有限公司を通して持分の84.831%を取得したため、連結の範囲に含めております。

主要な非連結子会社の名称等

日硝精機㈱

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社数 0社

持分法適用の関連会社数 3社

サンミゲル山村アジア・コーポレーション、サンミゲル山村パッケージング・コーポレーション、サンミゲル山村パッケージング・インターナショナル

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社の名称等

日硝精機㈱

持分法非適用会社は、連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除いております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、秦皇島方圓包装玻璃有限公司、展誠（蘇州）塑料製品有限公司、山村ウタマ・インドプラスおよび山村香港有限公司の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券	その他有価証券 時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
	時価のないもの	移動平均法による原価法
デリバティブ取引により生じる正味の債権	(及び債務)	時価法
たな卸資産	製品、商品、仕掛品	主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
	原材料、貯蔵品	主として先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 在外連結子会社の土地使用权については、土地使用契約期間（50年）に基づいております。 在外連結子会社の顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間に基づいております。
リース資産	リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
少額減価償却資産	3年均等償却 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

- | | |
|-----------|--|
| 事業構造改善引当金 | 事業構造改善のためのガラスびんカンパニー大阪工場閉鎖および希望退職の実施等により、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。 |
| 環境対策引当金 | 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物の処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。 |
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- | | |
|----------------------|--|
| ①退職給付見込額の
期間帰属方法 | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 |
| ②数理計算上の差異の費用
処理方法 | 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。 |
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 在外子会社および関連会社の資産および負債は、決算時の為替相場により円貨に換算し、損益は期中平均為替相場により円貨に換算しております。なお、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- | | |
|--------------|--|
| ①ヘッジ会計の方法 | 主に繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、適用要件を満たす場合、金利スワップの特例処理、為替予約等の振当処理を採用しております。 |
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象 | スワップ・オプション・為替予約等を手段として、契約時に存在する債権債務等または実現可能性の高い予定取引のみを対象としております。 |
| ③ヘッジ方針 | 内部規程においてヘッジの手段と対象を定め、金利・為替・価格変動リスクをヘッジする方針です。 |
| ④ヘッジ有効性評価の方法 | 取引対象と手段の相関関係を検討する事前テストのほか、必要に応じて事後テストを行っております。 |
| ⑤その他 | リスク管理方法として、取引基準金額、取引相手先の信用リスクに対する基準を定めております。 |
- (7) のれんの償却方法及び償却期間
- のれん相当額の償却については、発生原因に応じて、20年以内の一定の年数で均等償却することとしております。
- (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- | | |
|-----------|---------------|
| 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |
|-----------|---------------|

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産および退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る資産および退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が541百万円、退職給付に係る負債が3,140百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が953百万円減少しております。

未適用の会計基準等

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取扱いが定められているため、過去の期間の連結計算書類に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による翌連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| 1. 担保に供している資産および担保に係る債務 | |
| 担保に供している資産 | |
| 有形固定資産 | 14,897百万円 |
| 無形固定資産 | 331百万円 |
| 投資その他の資産 | 2,154百万円 |
| 担保に係る債務 | |
| 短期借入金 | 846百万円 |
| 長期借入金（1年内返済分を含む） | 7,750百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 99,243百万円 |
| （リース資産に係る減価償却累計額を含む） | |
| 3. 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等による圧縮記帳累計額 | 199百万円 |
| （うち、当連結会計年度実施額 | 3百万円） |
| 4. 財務制限条項 | |
| (1) 当社が平成25年6月28日付で契約したシンジケートローン(当連結会計年度末の借入残高3,700百万円(1年内返済分を含む))には、以下の財務制限条項が付されております。 | |
| ①平成26年3月期及びそれ以降の各事業年度末日の報告書等における連結損益計算書及び単体の損益計算書に記載される営業利益及び経常利益を2期連続して損失しないこと。 | |
| ②平成26年3月期及びそれ以降の各事業年度末日の報告書等における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成25年3月期末日の報告書等における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。 | |
| ③平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、400億円超としないこと。 | |
| (2) 当社が平成25年7月26日付で契約したシンジケートローン(当連結会計年度末の借入残高8,000百万円(1年内返済分を含む))には、以下の財務制限条項が付されております。 | |
| ①平成26年3月期及びそれ以降の各事業年度末日の報告書等における連結損益計算書及び単体の損益計算書に記載される営業利益及び経常利益を2期連続して損失しないこと。 | |
| ②平成26年3月期及びそれ以降の各事業年度末日の報告書等における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成25年3月期末日の報告書等における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。 | |
| ③平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、400億円超としないこと。 | |
| ④平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期純利益及び支払利息の合計金額を年間元利金支払金額にて除した値を以下の通りに維持すること。 | |
| (i) 平成27年3月期 | : 0.75以上 |
| (ii) 平成28年3月期以降 | : 1.0以上 |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数 普通株式 111,452千株
2. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当金支払額
- 平成25年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
- | | |
|-----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 315百万円 |
| 1株当たりの配当額 | 3円00銭 |
| 基準日 | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年6月26日 |
- 平成25年11月6日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- | | |
|-----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 262百万円 |
| 1株当たりの配当額 | 2円50銭 |
| 基準日 | 平成25年9月30日 |
| 効力発生日 | 平成25年12月4日 |
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
- 平成26年6月24日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。
- | | |
|-----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 262百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たりの配当額 | 2円50銭 |
| 基準日 | 平成26年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成26年6月25日 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループ（当社および連結子会社）は、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入や社債発行、新株の発行等によるものとしております。デリバティブは、契約時に存在する債権債務等または実現可能性の高い予定取引のみを対象としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理業務として、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制を敷いております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、経理担当部門が定期的に時価を把握しております。

長期貸付金については、貸付先である関係会社や取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付先の信用状況を定期的に把握する体制を敷いております。

営業債務である支払手形および買掛金は、そのほとんどが1年内の支払期日です。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ会計の方法については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「4. (6)」をご参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従い行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2、（注）3を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額※1	時価※1	差額
(1) 現金及び預金	8,853	8,853	-
(2) 受取手形及び売掛金	19,815	19,815	-
(3) 投資有価証券	3,589	3,589	-
その他有価証券	3,589	3,589	-
(4) 支払手形及び買掛金	(9,147)	(9,147)	-
(5) 短期借入金	(9,835)	(9,835)	-
(6) 社債	(1,000)	(1,009)	9
(7) 長期借入金	(15,165)	(15,239)	74
(8) デリバティブ取引※2	(173)	(173)	-

※1. 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また短期借入金には、1年以内に決済される予定の長期借入金を含めております。

(6) 社債、(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象としており、その時価については当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られた利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関などから提示された価格等によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

(注) 2. 投資有価証券のうち、非上場株式236百万円は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 関係会社株式、関係会社出資金については、全て市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	495円03銭
2. 1株当たり当期純損失	25円34銭

重要な後発事象

事業からの撤退

当社は、平成26年5月13日開催の取締役会において、プラスチック事業の事業構造改革の実施を決議し、ペットボトル事業から撤退することいたしました。

(1) 事業撤退の背景・理由

当社は、昭和58年より甲子園工場（平成元年に関西工場に移転）にてペットボトルの製造ならびに販売を開始いたしました。その後、昭和60年には相模原工場（平成7年に宇都宮工場に移転）においてもペットボトルの製造を開始いたしましたが、お客様の内製化の影響による販売量の減少や円安による原料価格の高騰および電力料金の上昇等によるコストアップのため、事業環境の厳しい状況が続いておりました。このような状況の下、生産効率の向上やあらゆる固定費削減等を実施してまいりましたが、今後収益を改善することは困難と判断されるため、平成26年12月を目途に販売を終了し、ペットボトル事業から撤退することを決定いたしました。

(2) 撤退事業の概要

①事業内容	: ペットボトルの製造ならびに販売
②売上高	: 5,090百万円（当連結会計年度）

(3) 撤退が営業活動等に及ぼす影響

今後の事業撤退に伴い、人員削減・組織のスリム化等を図ってまいります。詳細については未定であります。

なお、当連結会計年度において、ペットボトルの製造ならびに販売事業の収益の急速な悪化に伴い、当該事業に関する固定資産の減損損失2,741百万円を計上しております。

その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

除去することを決定した硝子溶解窯について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により除去する義務を有した耐火煉瓦の廃棄処理費用を資産除去債務として計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社グループにおける耐火煉瓦廃棄処理費用の過去実績額等に基づき算定しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	97百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円
期末残高	97百万円

2. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	秦皇島方圓包装玻璃有限公司
事業の内容	ガラスびんの製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

中国市場におけるワイン・ビール・食品等のガラスびんの製造・販売を積極的に展開するためです。

③ 企業結合日

平成25年6月28日

④ 企業結合の法的形式

当社の100%子会社である山村香港有限公司による現金を対価とした持分の取得

⑤ 企業結合後の名称

秦皇島方圓包装玻璃有限公司

⑥ 取得した議決権比率

企業結合日前に所有していた議決権比率	0%
企業結合日に取得した議決権比率	80.000%
取得後の議決権比率	80.000%

なお、企業結合日後、持分の追加取得をしたため、当連結会計年度末における議決権比率は84.831%です。

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の100%子会社である山村香港有限公司が現金を対価として議決権の80.000%を取得したためです。

- (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年7月1日から平成25年12月31日まで

- (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 3,709百万円

取得に直接要した費用 106百万円

取得原価 3,816百万円

なお、企業結合日後、1,601百万円を対価として、増資の引き受けをしております。

- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれん

1,788百万円

なお、企業結合日後、増資の引き受けを行ったことにより、のれんが140百万円発生しております。

- ② 発生原因

取得原価が、受け入れた資産および引き受けた負債の純額を上回ったため、その超過をのれんとして計上しております。

- ③ 償却方法及び償却期間

15年にわたる均等償却

- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 1,608百万円

固定資産 3,696百万円

資産合計 5,304百万円

流動負債 2,352百万円

固定負債 509百万円

負債合計 2,861百万円

- (6) 取得原価のうち、のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに償却期間

主要な種類別の内訳	金額	償却期間
顧客関連資産	947百万円	15年
土地使用権	480百万円	45年

3. 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
兵 庫 県 尼 崎 市	粉 末 ガ ラ ス 製 造 設 備 等	機 械 装 置 及 び 運 搬 具	28百万円
大 阪 府 高 槻 市	ガ ラ ス び ん 生 産 設 備 等	建 物 及 び 構 築 物	1,028百万円
		機 械 装 置 及 び 運 搬 具	113百万円
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	6百万円
		無 形 固 定 資 産 そ の 他	9百万円
兵 庫 県 加 古 郡	プ ラ ス チ ッ ク 容 器 生 産 設 備 等	建 物 及 び 構 築 物	521百万円
		機 械 装 置 及 び 運 搬 具	273百万円
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	39百万円
		無 形 固 定 資 産 そ の 他	3百万円
栃 木 県 宇 都 宮 市	プ ラ ス チ ッ ク 容 器 生 産 設 備 等	建 物 及 び 構 築 物	610百万円
		機 械 装 置 及 び 運 搬 具	368百万円
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	35百万円
		土 地	856百万円
		無 形 固 定 資 産 そ の 他	3百万円
兵 庫 県 尼 崎 市	プ ラ ス チ ッ ク 容 器 生 産 設 備 等	機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2百万円
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	4百万円
		無 形 固 定 資 産 そ の 他	22百万円

当社グループは、原則として、当社および一部の連結子会社については、事業部門の区分により、その他の連結子会社については会社の区分により、賃貸・遊休資産については物件ごとに区分し、資産のグルーピングを行っております。

兵庫県尼崎市の粉末ガラス製造設備等は稼働率が著しく低下し遊休状態となっている資産について、回収可能価額を正味売却価額により測定し、売却が困難であることから備忘価額の1円まで減額しております。当該減少額は事業撤退損に含めて特別損失に計上しております。

大阪府高槻市のガラスびん生産設備等は工場閉鎖に伴い、使用が見込まれない資産について、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当該減少額は事業構造改善費用に含めて特別損失に計上しております。

プラスチック容器生産設備等については、収益性が悪化していることから、資産グループの回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当該減少額は減損損失として特別損失に計上しております。

なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.2%で割引いて算定しております。また、将来キャッシュ・フローがマイナスまたは使用期間が短期間のものについては、割引計算は行っておりません。

4. 硝子溶解窯の投資方針の変更

硝子溶解窯の修理に備えるため特別修繕引当金を計上しておりましたが、収益環境の変化を踏まえ、平成25年6月11日開催の取締役会において、当社および連結子会社における硝子溶解窯の投資方針を戦略的に見直す決議を行い、今後は原状回復のための定期修繕ではなく、エネルギー効率や生産効率の改善を企図した新たな溶解窯を構築することとしました。

その結果、従来の特別修繕引当金は、当連結会計年度においてその全額を取崩し、特別利益に計上しております。

5. 事業構造改善費用

平成25年3月11日開催の取締役会で決議した収益改善策に基づき、当連結会計年度においてガラスびんカンパニー大阪工場の操業停止および希望退職を実施いたしました。これに伴い、大阪工場の操業停止・閉鎖後に使用が見込まれない資産の減損損失ならびにその整理費用等および希望退職による退職加算金等を事業構造改善費用として計上いたしました。

(備考) 当連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 計算書類の「個別注記表」

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、仕掛品

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法

（一部原材料(カレット)については総平均法。貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 少額減価償却資産

3年均等償却

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

- | | |
|---------------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| (3) 役員賞与引当金 | 役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。 |
| (4) 事業構造改善引当金 | 事業構造改善のためのガラスびんカンパニー大阪工場閉鎖および希望退職の実施等により、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。 |
| (5) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 |
| (6) 環境対策引当金 | 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物の処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。 |

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主に繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、適用要件を満たす場合、金利スワップの特例処理、為替予約等の振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

スワップ・オプション・為替予約等を手段として、契約時に存在する債権債務等または実現可能性の高い予定取引のみを対象としております。

③ ヘッジ方針

当社の内部規程においてヘッジの手段と対象を定め、金利・為替・価格変動リスクをヘッジする方針です。

④ ヘッジ有効性評価の方法

取引対象と手段の相関関係を検討する事前テストのほか、必要に応じて事後テストを行っております。

⑤ その他

リスク管理方法として、取引基準金額、取引相手先の信用リスクに対する基準を定めております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払年金費用」は、重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記することといたしました。

なお、前事業年度の「前払年金費用」は353百万円です。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産	
有形固定資産	14,709百万円
投資その他の資産	2,154百万円
担保に係る債務	
短期借入金	500百万円
長期借入金（1年内返済分を含む）	7,750百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額
（リース資産に係る減価償却累計額を含む）89,343百万円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	2,984百万円
長期金銭債権	348百万円
短期金銭債務	1,681百万円
4. 保証債務

山村フォトニクス㈱のファクタリング債務に対する保証	297百万円
秦皇島方圓包装玻璃有限公司の借入債務およびリース取引に対する保証	1,118百万円
5. 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等による圧縮記帳累計額

180百万円
（うち、当事業年度実施額 3百万円）
6. 退職一時金制度および規約型確定給付企業年金制度に基づく退職給付引当金の期末残高
（年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む）は、以下のとおりです。

	退 職 一 時 金	規 約 型 確 定 給 付 企 業 年 金	合 計
①退職給付引当金（年金資産控除前）	1,965百万円	855百万円	2,821百万円
②退職給付信託の年金資産	－	1,497百万円	1,497百万円
③退職給付引当金（純額）(①－②)	1,965百万円	△641百万円	1,324百万円

7. 財務制限条項

- (1) 当社が平成25年6月28日付で契約したシンジケートローン(当事業年度末の借入残高3,700百万円(1年内返済分を含む))には、以下の財務制限条項が付されております。
- ①平成26年3月期及びそれ以降の各事業年度末日の報告書等における連結損益計算書及び単体の損益計算書に記載される営業利益及び経常利益を2期連続して損失しないこと。
 - ②平成26年3月期及びそれ以降の各事業年度末日の報告書等における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成25年3月期末日の報告書等における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
 - ③平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、400億円超としないこと。
- (2) 当社が平成25年7月26日付で契約したシンジケートローン(当事業年度末の借入残高8,000百万円(1年内返済分を含む))には、以下の財務制限条項が付されております。
- ①平成26年3月期及びそれ以降の各事業年度末日の報告書等における連結損益計算書及び単体の損益計算書に記載される営業利益及び経常利益を2期連続して損失しないこと。
 - ②平成26年3月期及びそれ以降の各事業年度末日の報告書等における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成25年3月期末日の報告書等における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
 - ③平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、400億円超としないこと。
 - ④平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期純利益及び支払利息の合計金額を年間元利金支払金額にて除した値を以下の通りに維持すること。
 - (i) 平成27年3月期 : 0.75以上
 - (ii) 平成28年3月期以降 : 1.0以上

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	4,783百万円
売上原価	4,823百万円
販売費及び一般管理費	6,723百万円
営業取引以外の取引高	631百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	6,456千株
-------------------	------	---------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
事業構造改善引当金	439百万円
退職給付引当金	1,009百万円
減損損失	1,313百万円
その他	1,114百万円
繰延税金資産小計	3,877百万円
評価性引当額	△1,383百万円
繰延税金資産合計	2,494百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△373百万円
その他	△324百万円
繰延税金負債合計	△697百万円
繰延税金資産の純額	1,797百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

リース資産総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	24百万円
1年超	-
合計	24百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	山村香港 有限公司	所有 直接100%	役員の兼任	増資の引受 (注1)	5,311	—	—
子会社	秦皇島方圓 包装玻璃 有限公司	所有 間接84.831%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注2)	1,118	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 増資の引受は、山村香港有限公司が行った増資を全額引き受けたものであります。
2. 秦皇島方圓包装玻璃有限公司の金融機関からの借入およびリース契約に基づくリース債務につき、債務保証を行ったものであります。
なお、取引金額は期末時点の債務保証残高を記載しています。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 439円84銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 19円57銭 |

重要な後発事象

事業からの撤退

当社は、平成26年5月13日開催の取締役会において、プラスチック事業の事業構造改革の実施を決議し、ペットボトル事業から撤退することといたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 重要な後発事象 事業からの撤退」をご覧ください。

その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

除去することを決定した硝子溶解窯について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により除去する義務を有した耐火煉瓦の廃棄処理費用を資産除去債務として計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社における耐火煉瓦廃棄処理費用の過去実績額等に基づき算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	97百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円
期末残高	97百万円

2. 減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
兵 庫 県 尼 崎 市	粉 末 ガ ラ ス 製 造 設 備 等	機 械 及 び 装 置	28百万円
大 阪 府 高 槻 市	ガ ラ ス び ん 生 産 設 備 等	建 物	375百万円
		構 築 物	42百万円
		機 械 及 び 装 置	113百万円
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	6百万円
		無 形 固 定 資 産 そ の 他	9百万円
兵 庫 県 加 古 郡	プ ラ ス チ ッ ク 容 器 生 産 設 備 等	建 物	291百万円
		構 築 物	24百万円
		機 械 及 び 装 置	273百万円
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	28百万円
		無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア	0百万円
		無 形 固 定 資 産 そ の 他	0百万円
栃 木 県 宇 都 宮 市	プ ラ ス チ ッ ク 容 器 生 産 設 備 等	建 物	606百万円
		構 築 物	3百万円
		機 械 及 び 装 置	368百万円
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	35百万円
		土 地	856百万円
		無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア	3百万円
		無 形 固 定 資 産 そ の 他	0百万円
兵 庫 県 尼 崎 市	プ ラ ス チ ッ ク 容 器 生 産 設 備 等	機 械 及 び 装 置	2百万円
		工 具 、 器 具 及 び 備 品	4百万円
		無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア	4百万円
		無 形 固 定 資 産 そ の 他	18百万円

当社は、事業用資産については事業部門の区分により、賃貸・遊休資産については物件ごとに区分し、資産のグルーピングを行っております。

兵庫県尼崎市の粉末ガラス製造設備等は稼働率が著しく低下し遊休状態となっている資産について、回収可能価額を正味売却価額により測定し、売却が困難であることから備忘価額の1円まで減額しております。当該減少額は事業撤退損に含めて特別損失に計上しております。

大阪府高槻市のガラスびん生産設備等は工場閉鎖に伴い、使用が見込まれない資産について、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当該減少額は事業構造改善費用に含めて特別損失に計上しております。

プラスチック容器生産設備等については、収益性が悪化していることから、資産グループの回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当該減少額は減損損失として特別損失に計上しております。

なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.2%で割引いて算定しております。また、将来キャッシュ・フローがマイナスまたは使用期間が短期間のものについては、割引計算は行っておりません。

3. 硝子溶解窯の投資方針の変更

硝子溶解窯の修理に備えるため特別修繕引当金を計上しておりましたが、収益環境の変化を踏まえ、平成25年6月11日開催の取締役会において、当社における硝子溶解窯の投資方針を戦略的に見直す決議を行い、今後は原状回復のための定期修繕ではなく、エネルギー効率や生産効率の改善を企図した新たな溶解窯を構築することとしました。

その結果、従来の特別修繕引当金は、当事業年度においてその全額を取崩し、特別利益に計上しております。

4. 事業構造改善費用

平成25年3月11日開催の取締役会で決議した収益改善策に基づき、当事業年度においてガラスびんカンパニー大阪工場の操業停止および希望退職を実施いたしました。これに伴い、大阪工場の操業停止・閉鎖後に使用が見込まれない資産の減損損失ならびにその整理費用等および希望退職による退職加算金等を事業構造改善費用として計上いたしました。

(備考) 当個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。